

目 次

1. 基本的推進方向	1
(1) 人権問題の状況	1
(2) 基本視点	3
(3) 基本方向	3
ア. 人権及び人権問題を理解する教育	4
イ. 教育を受ける権利の保障	5
ウ. 人権が尊重された教育	7
2. 施策の基本方向	10
(1) 学校教育分野	10
ア. プログラム・教材	10
イ. 教職員研修	12
ウ. 推進システム	16
(ア) 学校運営体制	17
(イ) 研究システム	18
(2) 学校・家庭・地域社会の連携	19
ア. 学校・家庭・地域社会の連携	20
イ. PTAとの連携	20
(3) 社会教育分野	21
ア. 学習機会の提供	21
イ. 学習を通じた社会参加支援	22
ウ. 自主的活動の促進	22
エ. 指導者養成	23
オ. 学校・家庭・地域社会の連携の推進	23
カ. 教材、学習プログラム等の作成・提供	23

<資料>

○人権学習プログラム

□幼児期における人権学習プログラム	27
□小学校低学年における人権学習プログラム	28
□小学校高学年における人権学習プログラム	29
□中学校における人権学習プログラム	30
□高等学校における人権学習プログラム	31

○教職員研修

□人権が尊重された教育に関する研修	32
□人権及び人権問題を理解する教育に関する研修	33
□教育を受ける権利の保障に関する研修	34